

2021年1月

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

NZドル短中期債券ファンド  
信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 NZドル短中期債券ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2018年2月27日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、2020年3月以降の当ファンドの受益権口数は、投資信託約款に定められた10億口を下回る状態が継続し、効率的な運用の継続が懸念される状況にあります。

さらに、NZドル建て債券の利回りは運用開始時に比べ大幅に低下したうえ、コロナ禍に対応した中央銀行の金融緩和は長期化する様相であり、安定した利息収益の確保が難しい運用環境が長期化すると予想されます。

こうした状況下において、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、下記のとおり、投資信託約款の規定に基づき書面決議による信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド  
追加型証券投資信託  
NZドル短中期債券ファンド

2. 日程について

① 受益者の確定日	: 2021年1月7日 (2021年1月5日までに申込みをされた受益者に限る)
② 書面による議決権行使の期限	: 2021年2月1日まで(必着)
③ 書面による決議の日	: 2021年2月2日
④ 信託終了（繰上償還）日	: 2021年2月25日(予定)

※解約申込は2021年2月22日まで通常通り受け付けます。

※解約申込日がニュージーランド証券取引所、ニュージーランドの銀行の休業日に該当する場合は、申込みの受付を行いませんのでご注意ください。

※販売会社によっては申込受付最終日より前に、解約申込の受付を中止する場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

ただし、上記による賛成が得られず、議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2021年2月2日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

以上

お申込の際は、上記の内容につきまして、ご留意くださいますようお願い申し上げます。